

建産連 ニュース

'14/10
No. 142



建 産 連 の

S L O G A N

活 動 指 標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

平成 25 年度「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール
埼玉建産連会長賞受賞作品

昨年行われた第 35 回目のコンクールで、埼玉建産連会長賞に輝いた
浜川香穂さん（熊谷市立三尻小学校一写真下）と、山崎香奈子さん
（羽生市立南中学校一写真上）の作品を表紙の写真として掲載した。

◆巻頭言	「ロバスト性」（桑子 喬）	2
◆行政情報		
1.	橋梁の耐震補強～より安全で、より強固な道路ネットワークを目指して～	4
2.	持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みについて～彩の国資源循環工場と彩の国リサイクル認定制度～	10
◆連合会の動き		
1.	建設業経営講習会開催	16
2.	公明党・民主党と意見交換	16
3.	理事会・委員会報告	17
◆連載	愛すべき土木の人たち（その 36） —— 市川正三 ——	20
◆告知板		
1.	10月1日から入札契約制度改正	26
2.	ものづくり大学で学ぶ「ものづくり講座」の受講者募集について	27
◆県内経済の動き	（ぶぎん地域経済研究所）	28
◆建産連だより	会員団体の動き	30
◆連合会日誌		34

巻頭言

ロバスト性



桑 子 喬

外的な要因による変化を内部で阻止する仕組みや性質。冗長性、強靱性製造業では広く知られていますが、建築関係の世界でこの言葉をご存知の方はそれほどいないのではないかと思います。恥かしながら小生も、これを知ったのはつい最近です。

本年2月の雪害により、埼玉県内某市で平成2年竣工の総合体育館の鉄骨屋根が崩落する事故が発生しました。市議会の要請により、原因究明のための第3者委員会を設置することになり、私ども（一社）埼玉建築設計監理協会に協力要請をいただきました。学識経験者のご推薦などを含めて全面的に協力をし、7月中旬に報告書を提出しました。概要は下記の通りです。

設計監理協会耐震判定委員会の先生方の中から鉄骨系の先生2名、国土交通省から1名、県から1名、協会会員2名の合計6名が委嘱を受けて委員会が立上り、私も協会からの委員として参加。特に初回は審議会の最初から最後まで、市長・副市長・教育長の3役が同席されていたのは、関心の高さの表れとして身の引き締まる思い（各種の審議会でも、初めての経験）。

公開審議として合計6回開催されたが、毎回熱心な傍聴者がおり、報道機関もTV局や全国紙の記者が多数傍聴され、委員長をお勤めいただいた高梨晃一先生（東大名誉教授）は毎回囲み取材を受ける。また当然ながら当該建物の設計者・施工者（いずれも県外事業者）も、毎回傍聴。当初、当該建物が途中で設計変更されており崩落事故の部分に関する構造計算書が存在しないこと、現地での積雪量の実測がされていないことなどの困難があったが、複数回の現地調査など、委員長を始めとする関係各位のご努力によって克服され、7月15日に最終報告書が取りまとめられた。最終日には、NHKの20:45からの“首都圏ニュース”の中でTV放映されたので、ご覧になった方も多いと思う。

結論は、①建物の設計や施工には、違法性を疑われるような欠陥はなかった（施工記録は大切）。

②専門家による推定で、当日の積雪量は約300年に一度の大災害と推測された。

③違法性はないものの、法定積雪荷重に対する余力が非常に少ない構造であった。

④設計荷重の1.7倍もの積雪に耐えられずに鉄骨梁が崩落した。

⑤構造が単純な形式であったため、一部の崩落が連鎖的に伝播し、全面崩落になった。

である。

当日の積雪に対して、幸いにも被害のなかった建物と、罹災した建物との差はなぜ生じたのか？
上記の教訓から見えることは、法律の規定はあくまで最低基準であり「適法であるからと言っても常に安全であるとは保障できない」ということである。

無被害であった建物は、積雪荷重に対して幸いにも何らかの形で法の要求水準よりも余力があった、それだけの違いと思われる。

不幸中の幸いで今回は免れたが、このような大雪に際して人的被害を出さないために、上の報告書に施設管理者に向けた提言があるので、ここに転記する。

「積雪は瞬時に生じるものではない。施設の管理者は、まず第一にその建物がどの程度の積雪荷重を想定して設計されているか（できれば余力も含めた許容積雪量）を熟知し、降雪時には積雪量を監視し、許容積雪量に近づいたら警報を発するなり使用を禁止する処置をとる。このためのマニュアルを整備すべきである。」

また、設計者に向けて、
「法律は最低基準である。自然災害に備えるためには、このような連鎖的な崩落の生じないようなロバスト性の高い構造設計が望まれる。」
と助言をしている。

今回は雪害であったが、昨今「自然災害が狂暴化している」ことが話題となっています。
安全安心の県土づくりに向けて、設計者・施工者・為政者・施設管理者そして住民も、今一度自身の環境について各々の立場で限界性能を再検討いただくことが、予防から防止・回避・避難などを一体とした、ロバスト性の高い「安全安心のシステム構築」のために必要だと考えます。

付録 巻頭の写真は、私の事務所の正面玄関ドア、ピボットヒンジの上、今年7月23日に撮影。

翌日、無事に巣立ちの模様。 燕福のおすそ分け。

（今年、小生が建産連会長表彰を頂けるとか・・・ 燕さんのおかげか？ 謝謝）

（一般社団法人埼玉建築設計監理協会）



橋梁の耐震補強

～より安全で、より強固な道路ネットワークを目指して～

埼玉県県土整備部道路環境課

1 はじめに

大規模地震が発生した際には、発災直後から緊急車両の通行や救援物資の輸送が始まります。しかしながら、地震で道路が損傷を受けた場合、救助活動の大きな支障となります。3年前の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）でも経験しましたが、大規模災害直後における道路機能の確保は、救助活動や支援活動を支える最優先事項の1つです。

大規模地震時に道路機能を確保するにあたり重要なことは、橋梁などの構造物の耐震性能です。道路の平面構造区間に比べ、被害を受けた場合の復旧に時間を要する橋梁は、“地震に耐える機能（＝耐震性能）”が非常に重要になります。このため、我々は過去に経験した大規模地震を教訓とし、その都度耐震性能を向上させるなど、橋梁の強化を進めてきました。土木技術、特に橋梁に関する技術発展の歴史は、地震との闘いの歴史とも言えます。

2 過去の地震による橋梁の被害状況

我が国は地震大国であり、世界で起こっている地震のほぼ 1/10 にあたる数の地震が日本及びその周辺で発生していると言われています。近代以降も度々大規模地震に見舞われ、建築物や橋梁などの道路構造物でも大きな被害を受けました。過去20年間をみても、マグニチュード7を超える地震が頻繁に発生しています。

地震発生年	地震名称（通称）	最大震度
1994（平成6）	北海道東北沖地震	6
1995（平成7）	兵庫県南部地震（阪神大震災）	7
2004（平成16）	新潟県中越地震	7
2008（平成20）	岩手・宮城内陸地震	6強
2011（平成23）	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	7

表1：近年発生した主な大規模地震

（1）土木技術者に大きな衝撃を与えた兵庫県南部地震（阪神大震災）

未だに多くの人々の記憶に新しいと思いますが、兵庫県南部地震で倒壊した高速道路の映像は、当時の土木技術者にとって大きな衝撃でした。それまでは安全と思われていた橋梁が完全に倒壊してしまった姿を見て、我々はあらためて地震の恐ろしさを再認するとともに、これまで建設してきた橋梁は安全

なのか、これからの地震に耐えられるのか、非常に大きな課題を抱えることになりました。

地震で被害を受けた橋梁を調査した結果、“昭和 55 年より古い基準で設計された橋脚を有する橋梁”で被害が集中していることがわかりました。この調査結果を受け、昭和 55 年以降の基準と、それより古い基準では何が違うのか、地震による被害を冷静に分析し、橋梁の耐震対策における新しいチャレンジがスタートしました。

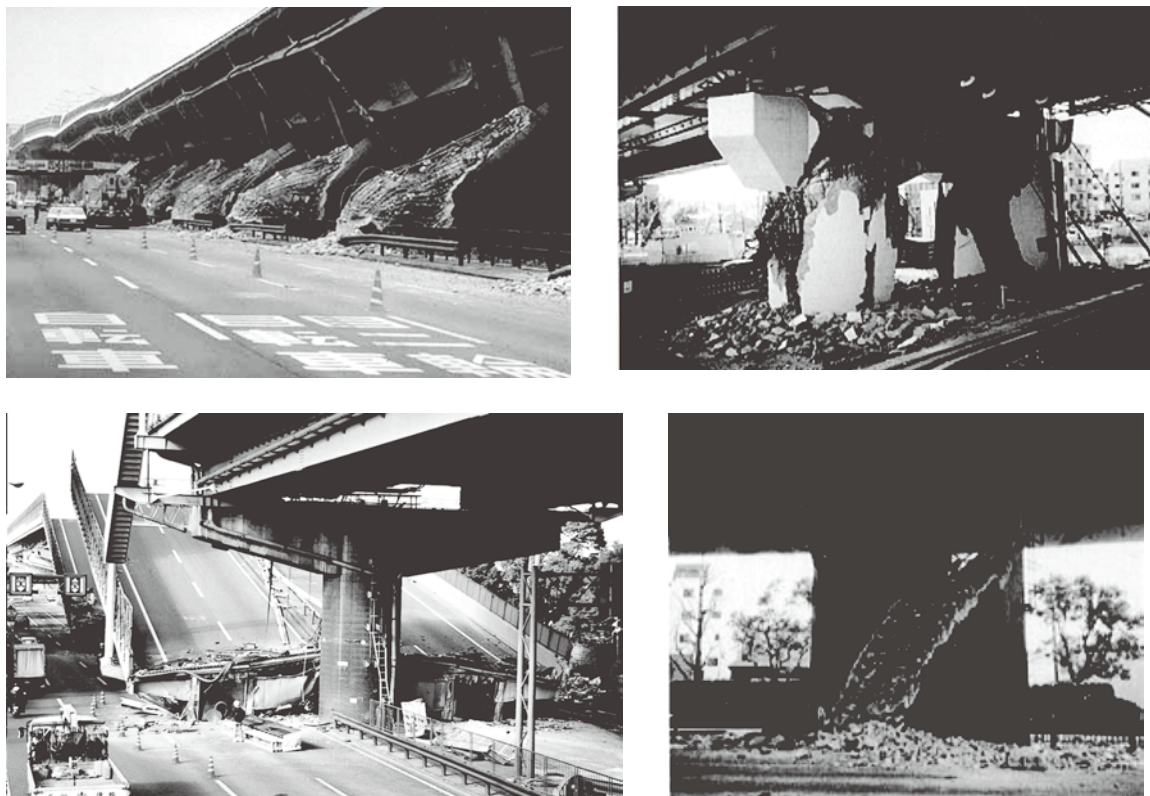


写真 1 :地震による橋梁の被害(独立行政法人土木研究所資料より)

地震による被害を受けた橋梁数	うち落橋に至った橋梁数
1, 932 橋	46 橋

表 2 :兵庫県南部地震による被害橋梁数(土木学会資料より)

(2) 新潟県中越地震による橋梁被害

2004 年(平成 16 年)に発生した新潟県中越地震においても、複数の橋梁が地震動による損傷を受けました。兵庫県南部地震の際と同様に、大きな被害を受けた橋梁は昭和 55 年より古い基準で建設されており、また、耐震補強工事を実施した橋梁では甚大な損傷はなく、耐震補強工事の効果が明らかになりました。



写真 3 :新潟県中越地震による橋梁の損傷事例
(国土技術政策総合研究所資料より)

(3) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による橋梁被害

東北地方太平洋沖地震においても、橋脚や支承の損傷など、地震動による橋梁被害が複数発生しています。国等の調査により、これらの橋梁もやはり昭和 55 年より古い基準で建設されていたことが明らかになっています。

昭和 55 年に改定された基準（道路橋示方書）では、昭和 53 年に発生した宮城県沖地震の経験をもとに、橋脚の鉄筋量や落橋防止対策が強化されました。この結果、それ以降の大規模地震において、昭和 55 年以降の基準で建設された橋梁では被害が限定的だったと考えられています。



写真 3 :新潟県中越地震による橋梁の損傷事例
(国土技術政策総合研究所資料より)

3 兵庫県南部地震を教訓として ～すべては兵庫県南部地震がきっかけ～

平成 7 年に発生した兵庫県南部地震では、それまでの大規模地震被害では想定していなかった様々なことが明らかになりました。橋梁に甚大な被害が発生したことに加え、大都市直下型の地震であったことから、発災直後から幹線道路に車両が集中して緊急車両の通行に大きな支障が出るなど、多くの課題を投げかけました。

これをきっかけとして全国的に数多くの新しい取組が始まりましたが、それらの 1 つが緊急輸送道路

ネットワーク計画の策定であり、計画的な橋梁の耐震補強事業です。悲惨な災害を教訓として、人命を守り、救命活動や復興を支えるための道路づくりが着実に進められています

（１）緊急輸送道路ネットワークの指定

平成８年に建設省（当時）は、全国の地方自治体等に対し、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定についての通知を出しました。これを受け、国、地方自治体、高速道路会社等が一体となり、都道府県単位で緊急輸送道路ネットワークの策定が全国的に進められました。また、このネットワーク計画を基に、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路の整備が計画的に進められてきました。

埼玉県においても、緊急輸送道路の多車線化や橋梁の耐震補強など、災害時に地域を支える骨格として、緊急輸送道路の整備・強化を進めています。また、周辺の道路整備の進捗状況などを考慮し、定期的に緊急輸送道路ネットワークの見直しを行っています。

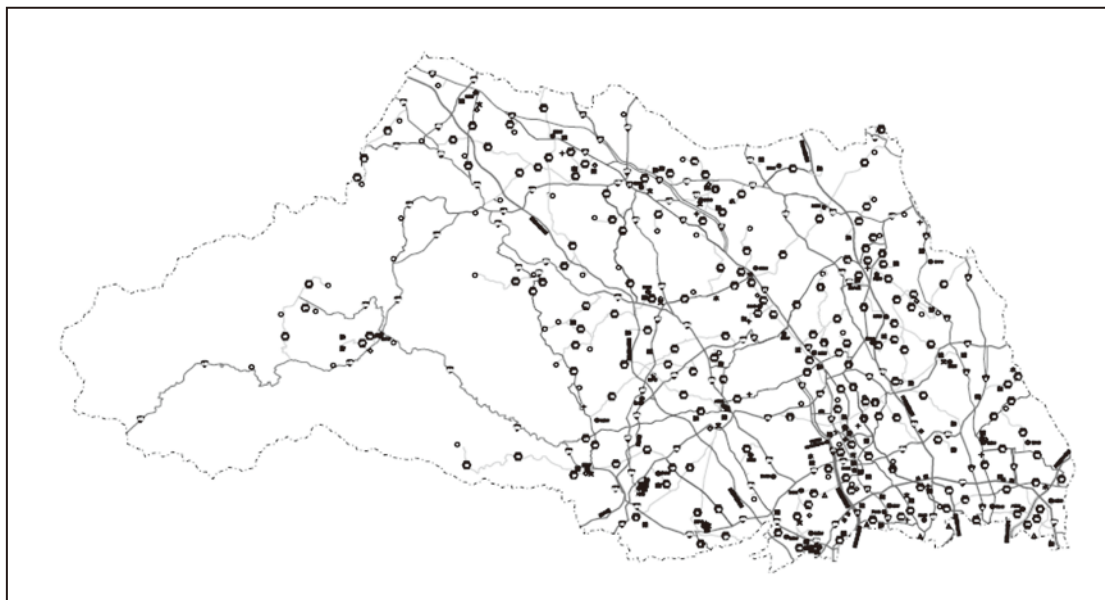


図１：埼玉県の緊急輸送道路ネットワーク

（２）全国で橋梁の耐震補強事業が動き出す

兵庫県南部地震がきっかけとなったもう１つの大きな出来事は、橋梁の耐震補強です。前述したように、兵庫県南部地震では多くの橋で落橋のような甚大な被害が発生しました。落橋に至らなかったものでも、橋脚に大きな損傷を受けるなど、それまでの耐震基準の想定を超える被害が多数発生しています。

これらの被害を受け、全国で橋梁の耐震補強事業が動き出します。建設省（当時）は地震直後に耐震補強の考え方を示し、それに基づき自治体等でも重要橋梁の耐震補強が進められてきました。埼玉県でも、地震直後の平成７年度から橋梁の耐震補強工事に着手し、現在まで計画的に事業を進めています。

4 埼玉県におけるこれまでの橋梁耐震補強

前述したように、過去の地震では“昭和55年より古い基準で設計された橋脚を有する橋梁”で大きな被害が集中しています。埼玉県が管理する橋梁でこれに該当する橋梁は約300橋ありますが、全ての橋梁の補強には時間と費用がかかります。このため埼玉県では、耐震補強を実施する橋梁の優先順位を決め、計画的に補強工事を進めてきました。

(1) まずは重要橋梁の補強を最優先で実施

耐震補強工事の実施にあたっては、被害が発生した場合に影響が著しく大きい橋梁を「重要橋梁」と位置付け、優先的に対策に着手しました。具体的には下記の3つの視点から、「重要橋梁」を抽出しています。

- 鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）
- 高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）
- 緊急輸送道路で河川に架かる橋長100m以上の橋梁

耐震補強の事例

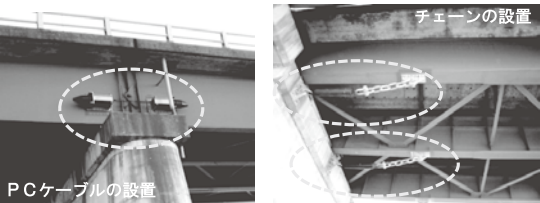
橋脚の補強



コンクリート巻立て
実施前 実施後

橋脚に鉄筋コンクリートや鉄板等を巻立てることにより、断面を増加させ、橋脚の損傷や倒壊を防ぐ。

落橋防止装置の設置



PCケーブルの設置 チェーンの設置

PCケーブルやチェーンを設置し、桁どうしや、桁と橋台・橋脚を連結することにより、橋脚の落下を防ぐ。

その後、緊急輸送道路で耐震補強が必要な橋梁全てに対し、補強工事に着手しました。現在では、緊急輸送道路で耐震補強が必要な橋梁132橋のうち、116橋の対策が完了しています。

	全 体	うち緊急輸送道路	緊急輸送道路以外
対策が必要な橋梁	302橋	132橋	170橋
対策完了	138橋	116橋	22橋 (跨線橋・跨道橋)

表3：橋梁耐震補強の進捗状況（平成26年3月末時点）

(2) 緊急輸送道路以外の橋梁の耐震補強

県全体の道路ネットワークの耐震性を向上させるため、平成26年度からは緊急輸送道路以外の橋梁の

耐震補強工事にも着手しました。埼玉県が管理する道路のうち緊急輸送道路に指定されている割合は約4割ですが、緊急輸送道路以外の道路でも1日の交通量が1万台を超えるものや、河川を渡る長大橋が数多くあります。大規模地震が発生した際の損傷を最小限に抑え、落橋などの甚大な被害を発生させないためには、橋梁の耐震補強が欠かせません。

しかしながら、緊急輸送道路と同様の手法で進めた場合、多大な予算と時間が必要になります。近い将来において高い確率で発生が予想されている首都直下型地震などの大規模地震に備えるためには対策のスピードアップが必要であり、このため埼玉県では、緊急輸送道路以外の橋梁における耐震補強方法を工夫し、何よりも落橋等を防ぐための対策を短期間で実施しています。

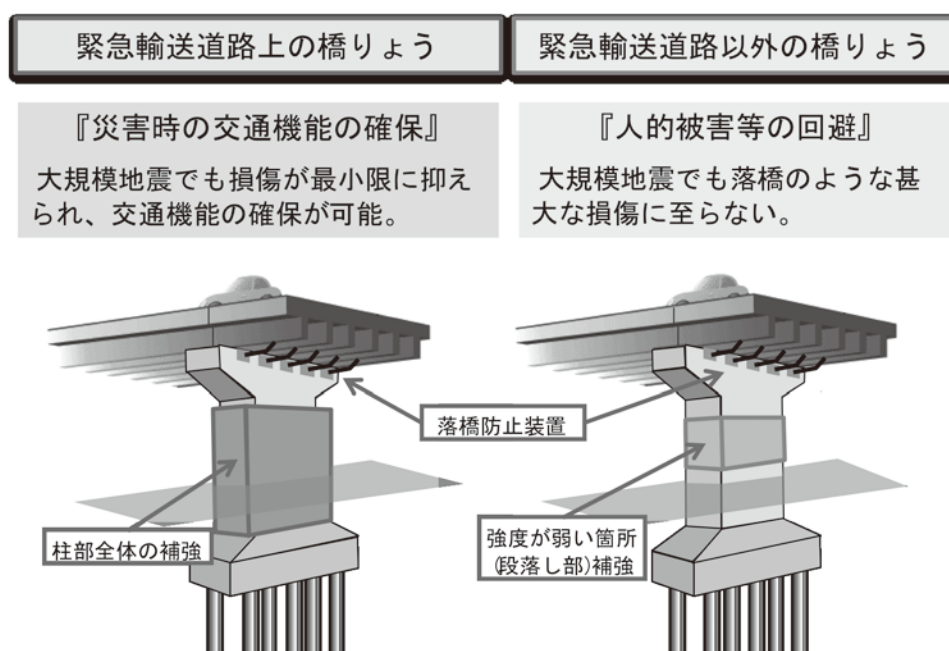


図2:耐震補強工事のイメージ

5 平成26年度の予定

首都圏では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大規模地震が70%の確率で発生すると推定されています。また、南海トラフを起因とする大規模地震の発生も危惧されています。これらの地震に備えるためには、平時から地震に備えた対策を着実に進める必要があります。

更に東日本大震災でも明らかになったように、大規模地震時には広域的な支援が重要です。例えば首都直下地震を例にすると、埼玉県の被害想定は比較的限定的であることから、より被害が大きいと予想されている東京区部に対し埼玉県がどう支援をするのか、そういった視点も考える必要があります。このような広域支援では道路機能の確保が不可欠であり、東京方面の道路ネットワークだけでなく、隣接県とのネットワークを確保し、緊急物資等の搬送を確実に行うためにも、橋梁の耐震補強は大きな意味を持っています。

これからも埼玉県は、安心と安全を支える道路整備を着実に進めていきます。

持続可能な循環型社会の構築に向けた取組について —彩の国資源循環工場と彩の国リサイクル認定制度—

埼玉県環境部資源循環推進課

埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指し、全国に先駆けた資源循環モデル施設である「彩の国資源循環工場」を、平成18年6月、寄居町にオープンさせました。さらに平成23年度からは、環境産業振興のための工場用地整備と埋立地の造成を併せて実施する「彩の国資源循環工場第2期事業」を進めています。

このような施設の整備を進める一方で、平成24年度からは、廃棄物を再生利用したリサイクル製品を「彩の国リサイクル製品」として認定し、利用促進を図っています。

○彩の国資源循環工場

埼玉県では、中小企業者が排出する産業廃棄物や最終処分場の設置が困難な県内市町村の一般廃棄物の受け入れ先として、全国初の県営最終処分場である「埼玉県環境整備センター」を設置し、平成元年から埋立てを開始しました。

しかし、廃棄物は増え続ける一方で、廃棄物の処理・再資源化を巡る状況は一段と厳しさを増していました。

そこで、県では、公共関与による全国初の総合的な資源循環型モデル処理施設「彩の国資源循環工場」を埼玉県環境整備センター内にオープンさせました。



環境整備センター全景

1 事業整備の経緯

「彩の国資源循環工場」は、その構想段階から、事業者の募集・審査・選定、施設の設計・監理に至るまで、図1のような地元住民を中心とした委員会等による協議によって進められてきました。

県、地元、立地企業の3者による安全管理システムを構築することで、事業の安全性と信頼性を総合的に確保しています。

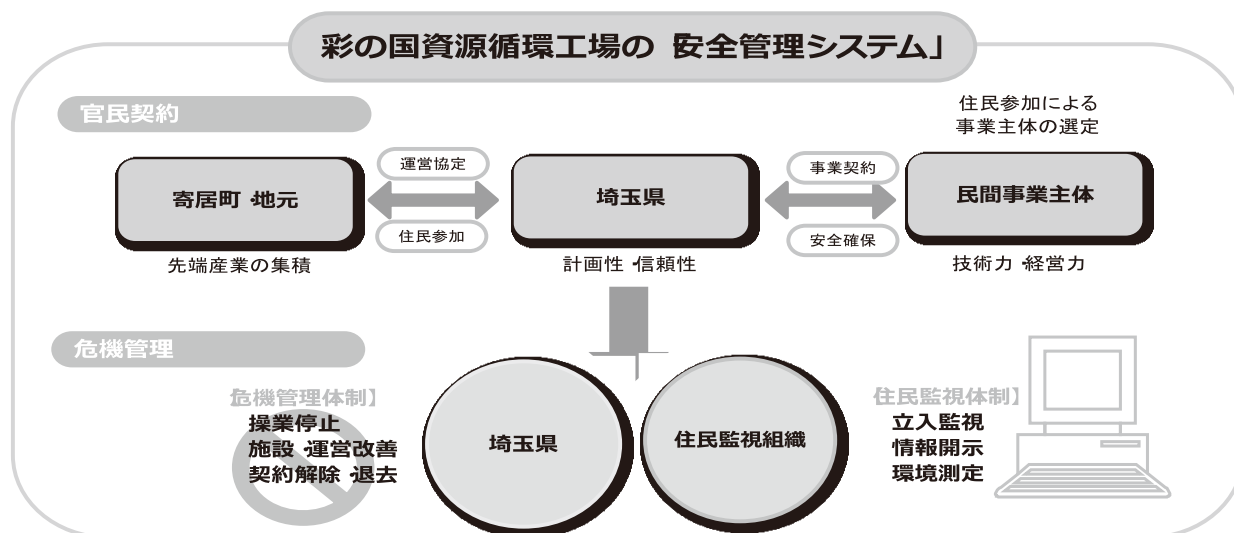


図1 彩の国資源循環工場の「安全管理システム」

2 彩の国資源循環工場運営協定

彩の国資源循環工場運営協定は、立地事業者と埼玉県、地元自治体、地元住民組織が締結している協定です。公害の防止を図るとともに、資源循環型社会の形成による持続可能な経済社会の発展を目指し、住民、企業、行政の相互理解と協調による工場運営を行うことなどを定めた内容となっています。

（運営協定の主な内容）

＜基本事項＞

① 業期間内の操業許諾

②施設の建替え

＜廃棄物の受入＞

③受入廃棄物の種類及び量の明示

④受入先の県内優先

⑤受入事業所の調査

⑥搬入経路の指定

＜公害防止＞

⑦公害の防止措置

⑧事業者及び埼玉県による環境測定

⑨異常時の操業停止、改善、契約解除

＜管理運営＞

⑩管理体制及び非常時の防災体制

＜資源循環型社会の形成＞

⑪資源利用の効率性

⑫先端技術の導入

⑬地元雇用及び産業の活性化

＜情報開示及び監視体制＞

⑭運営状況の開示（財務状況を含む）

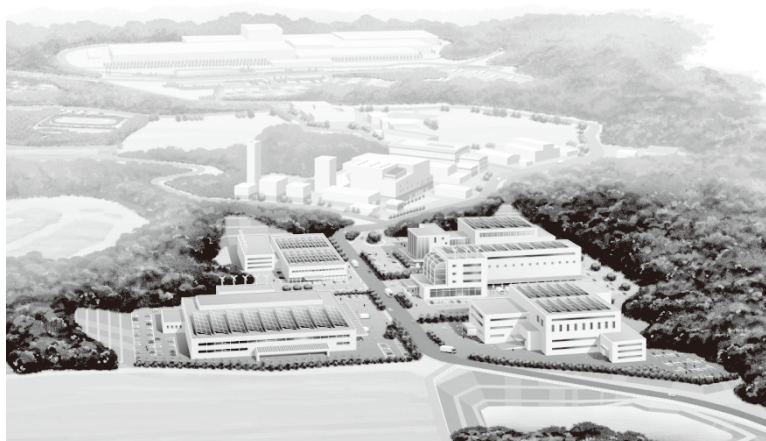
⑮住民監視組織の受入

3 彩の国資源循環工場第2期事業

県では平成23年度から、環境整備センターの隣接地において、新たに埋立地造成と約15haの工場用地の整備を行う「彩の国資源循環工場第2期事業」（以下「第2期事業」）を開始しました。

「第2期事業」では焼却施設などの立地を認めない一方で、環境負荷の軽減に寄与する製造業についても立地も認めています。また製造業については、企業誘致を円滑に進めるため、事業地の借地だけでなく分譲も可能としています。

「第2期事業」の工場用地に立地する事業者は随時募集しており、平成25年度までに製造業1社を含む2社が操業を開始しています。



彩の国資源循環工場第2期事業完成後のイメージ

4 彩の国資源循環工場立地事業者

平成26年8月現在、彩の国資源循環工場ではリサイクル事業者9社（1期事業者8社、2期事業者1社）と製造業者1社が操業をしています。

先導プロジェクト3（目標3）

リサイクル形態	企業名	敷地面積	原料	主な製品	資源化率 (計画値)
サーマルリサイクル	PFI事業者 オリックス資源循環㈱	5.1ha	廃棄物全般	燃料ガス、 溶融スラグ	100%
総合リサイクル	㈱エコ計画	3.0ha	廃棄物全般	RPF、肥料	90%
RPF製造リサイクル	㈱環境サービス	0.4ha	廃プラ	RPF	100%
蛍光管リサイクル	㈱ウム・ヴェルト・ジ ヤパン	1.1ha	廃蛍光管	ガラス、金属	100%
生ゴミ・食品リサイクル	㈱アイル・クリーンテック	1.2ha	食品残さ	堆肥	100%
建設廃棄物リサイクル	埼玉環境テック㈱	3.7ha	建設廃棄物	再生骨材、	87%

				木質チップ		
焼却灰リサイクル	ツネイシカムテックス 埼玉(株)	1.6 ha	焼却灰	人工砂	90%	
汚泥リサイクル	よりいコンポスト(株)	1.1 ha	し尿汚泥	有機肥料	100%	
金属リサイクル	(株)YAMANAKA	0.6 ha	金属屑	金属屑	—	

(製造施設)

企 業 名	敷地面積	業 務
(株)ベステックスヨーエイ	1.4 ha	主にダッシュボード内の骨格部品を製造

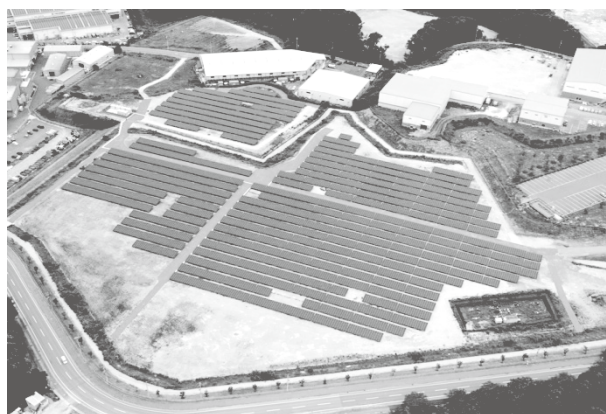
5 三ヶ山メガソーラー

再生エネルギー利用の普及促進、環境・エネルギー関連産業の振興等を目指し、埋立跡地に平成25年6月にメガソーラーを設置しました。企画提案方式により(株)サイサンが設置事業者となり、全量、東京電力に売電しています。

面 積 53,400㎡

発電出力 2,621kW

太陽電池枚数 16,384枚



三ヶ山メガソーラー

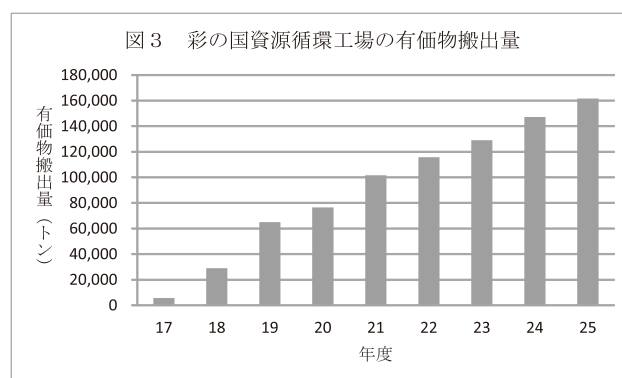
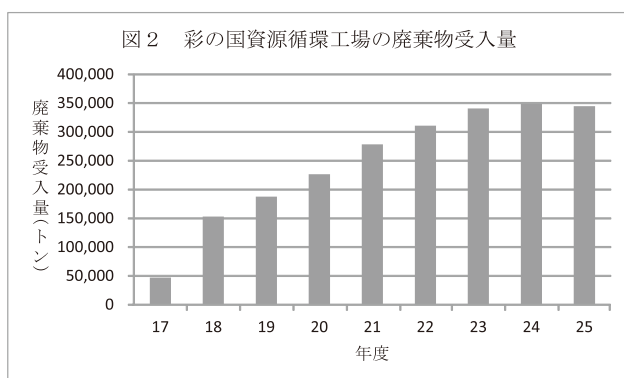
6 彩の国資源循環工場の稼働状況

彩の国資源循環工場は、平成18年度には、すべての工場が操業を開始しました（2期事業者は平成25年度）。

図2は資源循環工場全工場での廃棄物受入量、図3はリサイクル後の有価物搬出量です。

平成18年度に約15万トンだった廃棄物受入量は年々増加していましたが、平成23年度以降は約35万で推移しています。

一方、有価物搬出量は平成23年度以降も増加を続けており、再資源化効率が向上していることがわかります。



7 課 題

彩の国資源循環工場は、時々臭気などの苦情が寄せられることもあります。その運営に埼玉県が間接的に関わり環境対策の状況などを積極的に公開することで、地元自治体や住民の理解を得ながら操業しています。

今後は、運営協定に基づき県内の廃棄物を優先して受け入れ、現在50%程度の県内廃棄物の割合を上げていくことや彩の国資源循環工場全体としての稼働率を上げ、資源循環型社会の形成をさらに推進していくことが求められています。

○彩の国リサイクル認定制度

県では、リサイクル製品の利用を促進するため、「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成24年度から実施しています。

「彩の国リサイクル製品認定制度」とは、主に県内で発生した廃棄物を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を知事が認定し広報等を行うことでリサイクル製品の利用を促進する制度です。



認証マーク

1 認定要件

基本的な認定要件に加え、下記のいずれにも適合するものについて彩の国リサイクル特選製品として認定しています。

- ①製品の単価が同等の性能を有する従来製品の単価に対して同額以下のもの又は同一の仕様（規格）及び性能を有する製品等の単価と比較して同額以下のもの。
- ②埼玉県内の直営工場で製造されたもの又は埼玉県内に本店若しくは本社を置く会社の直営工場（県外の直営工場でも可）により製造されたもの。

2 平成26年度募集対象品目

- ・ 再生作業手袋
- ・ 道路用熔融スラグ＜単体＞
- ・ 再生骨材（L）入りコンクリート
- ・ 再生材料を用いた舗装用ブロック（平板）
- ・ 再生木質ボード（パーティクルボード）
- ・ 再生ビニル床シート
- ・ 再生硬質塩化ビニル管（単層管）

※平成26年度の募集は終了しました。

3 今までの認定製品

(平成24年度)



製品名	品目	認定番号	製造者	住所
タイスイRスーパー VU・タイスイRスーパーVP	再生硬質塩化ビニル管（単層管）	12-特1	(株) 大水産業	さいたま市岩槻区釣上新田318

(平成25年度)



製品名	品目	認定番号	製造者	住所
エコスラグ	道路用溶融スラグ	13-特1	オリックス資源循環(株)	大里郡寄居町三ヶ山313
小江戸川越スラグ	道路用溶融スラグ	13-特2	川越市	川越市元町1-3-1

4 課題

このリサイクル認定制度は、県民の安全性に対する関心の高さを踏まえて、昨年度までの2年間はJIS規格認証や準拠などの一定の品質があり、価格面でも従来製品に対して競争力のあるものを募集しました。そのため、現時点では3製品の認定にとどまっています。

今後は、品質や安全性に優れた数多くの品目を募集し認定するとともに、製品の認知度向上と活用の促進を図っていきます。

連合会の動き

社会保険未加入問題と 社会保険・労働保険の基礎 知識学ぶ

建設業経営講習会

当建産連は7月28日午後1時30分から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証埼玉支店との共催により、「建設業経営講習会」を建産連研修センター大ホールで開催、会員企業の経営者・経営幹部など約90名が受講した。

同日は、「建設業における社会保険未加入問題と社会保険労働保険の基礎知識」をテーマに、社会保険労務士の吉川直子氏が約1時間30分にわたって講演した。



吉川講師は「建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と、企業間の健全な競争環境の構築を目指すために、平成29年には建設業界において法律上加入の義務があるにも関わらず、社会保険未加入の企業は工事現場から排除されることになった」とし、未加入問題の概要、具体的に実施される対策、社会保険・労働保険の基礎知識などについて説明した後、平成29年までに元請企業・下請企業が具体的にどのような

対応が求められているかについて、わかりやすく解説した。

また、講演会終了後、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」について、県産業労働部ウーマノミクス課担当者より事業説明が行われた。

公明党・民主党議員団と 意見交換

公共事業予算確保など

3項目要望

当建産連と埼玉県建設業協会は9月16日、埼玉県議会公明党議員団並びに民主党議員団と意見交換を行った。当建産連からは古郡会長が出席したほか、埼玉県建設業協会から真下会長、島田、星野、山口、伊田副会長、関根顧問が出席した。

意見交換に入り、建産連からは①公共工事予算の安定的な確保②県内・地元企業の受注機会の拡大③分離・分割発注による受注機会の拡大



公明党議員団に要望書渡す

の3項目を、埼玉県建設業協会からは①公共事業予算の確保②県内業者への受注拡大③県土整備事務所内の地元業者への受注促進④地元建設業の活性化と建設労働者の雇用環境の改善⑤地域機関の発注規模の拡大の5項目が要望され、両議員団に対しそれぞれ要望書が渡された。

委員 理事会報告

26年度研修会テーマ決める 委員長に高岡氏を選出

第1回研修指導委員会

本度第1回目の研修指導委員会が8月27日正午から、建産連研修センター103会議室で開かれ、役員の選任を行うとともに、26年度事業の実施計画について協議が行われた。

議事に先立ち、正副委員長の選任を行い、委員長に高岡敏夫氏、副委員長に北田功氏を選出した。

また、同日は県建設管理課の鈴木主幹が出席、県の補助事業（地域人づくり事業）の仕組みについて説明を受けた。

これを受け、事務局より各団体の共通テーマとして地域人づくり事業（建設業若手社員育成事業）の研修・講習の計画案について説明を行った。

●中堅職員スキルアップ研修

中小企業関係者を対象に、単独では実施が困難なメンタルヘルス・労務、企業組織管理・実務スキル講習会を実施し、スキルアップによる労務意欲の増進を図る。また、講習内容を若手の指導に生かしてもらうことにより、離職防止・定着促進を狙う。講習は宿泊研修を基本とし、本人の希望するカリキュラムを受講する。

カリキュラムは、①メンタルヘルス講習②労務・企業組織管理講習③建設業計理士④設計CAD講習一の4つを用意、受講者はこの中から2つを選択し2日間で講習を実施する。講習後

には交流会を実施し、各企業間で情報交換を行い、自社の問題解決の参考としてもらう。

●安全衛生関係講習の実施

建設業においては、作業員を指揮監督する立場にある職長は、衛生責任者教育を受ける法的義務が課せられており、他産業と比較して高い安全衛生意識を持つべきであるとされている。また、どの業種においても快適な職場環境は、職員の定着に必須の条件であり、積極的に改善を図っていくことが求められている。そこで、建設従事者に対して安全衛生に係る講習会を実施し、安全衛生の知識を深め、建設産業全体の職場環境改善と離職防止に寄与するものとする。

講習内容と運営については、建災防埼玉県支部が定期的に職長・安全責任者講習を実施しているため、こちらと連携して事業を展開する予定。

予定人数は、両講習とも50人程度とする。今後は、9月の埼玉県補正予算で助成金が確定してから、10月以降に具体的な事業展開を開始する。また、当該事業は2カ年継続事業として実施される。

[議 題]

事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会などの概要について報告を行った。

平成26年度事業実施計画（案）について

今年度は、企業経営者、幹部を対象に経営・管理などの課題について「建設経営のポイント・コスト管理など」をテーマとした研修会と、担当者を対象に実務におけるノウハウ・専門知識などについて「建設関係企業における実務的な課題」をテーマとした研修会を開催するほか、経営改善セミナーとして本年度もパソコン基礎セミナーを開くこととし、研修テーマと実施時期について協議を行った。

○建設産業研修会（第1回）

事務局から、3テーマを示し協議の結果、労働安全衛生をテーマに「もしも、あなたの現場で災害が起きたら！～いざという時にあわてないために～」を実施することに決定。

開催要領は次のとおり

▽日 時 10月頃

▽時 間 午後1時30分から

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

○建設産業研修会（第2回）

事務局から、3テーマを示し協議の結果、工事成績評点をテーマに「工事成績アップのポイント」を実施することに決定。

開催要領は次のとおり

▽日 時 来年2月頃

▽時 間 午後1時30分から

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

○経営改善セミナーについて

公共事業などにおける電子納品の増加を踏まえ、建設産業に携わる企業従業員のIT能力の向上を通して、有能な人材の育成を図るため、CALS／EC Windowsスキルチェックセミナーを開催する（テキスト代受講者負担）。

9月2・3日の2日間講習で、定員は30名。なお、これらの研修についてはそれぞれCPD適用の申請を行うことを予定している。



その他

参考資料として、建設産業活性化会議の中間とりまとめ（担い手確保・育成に向けた課題と方向性）を示すとともに、工程表の中で建産連が担う役割が大きいことを紹介した。

広報委員会より、建産連ニュースの記事がマンネリ化しているとの指摘があり、現在検討を進めているが、より読まれる内容とするため、各団体に協力をお願いする場面が出てくることを報告した。

正副委員長を留任 要望事項などを協議

第1回総務委員会

平成26年度第1回目の総務委員会が7月28日午後1時から、埼玉建産連会館103会議室で開催され、任期満了に伴う役員の改選を行うとともに、国および県に対する要望事項と全国建産連会長表彰候補者について協議した。

協議を前に、正副委員長の選任を行い、真下委員長と高橋副委員長の留任を決めた。

【議 題】

国および県に対する要望事項について

9月末に開催される全国府県建産連会長会議の、国への要望に関する提出議題については、「公共工事予算の安定的な確保と品確法運用指針における地方建設産業への配慮と実効性の担保について」を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。

また、自民党、民主党、公明党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、①公共工事予算の安定的な確保について②県内・地元企業の受注機会拡大について③雇用環境の改善について—の3項目とすることを諮り、承認された。

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成26年度推薦者として、

沼尻芳治理事（埼玉県電気工事工業組合理事長）、矢木澤久志前理事（埼玉県型枠工事業協会会長）、梶子 喬理事（埼玉県建築設計監理協会会長）の3氏が挙げられ、決定した。



141号の発行について協議 大原委員長を再選

広報委員会

本年度第2回目の広報委員会が7月18日午前11時から、建産連研修センター103会議室で開催され、建産連ニュース第141号の発行について協議を行った。

また、議事に先立ち正副委員長の選任を行い、委員長に大原萬彌氏、副委員長に島田松夫氏を再選した。

【議 題】

「建産連ニュース」第141号（7月号）の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

なお、今回からスタートした編集後記については各委員持ち回りで担当することを申し合わせた。

「建産連ニュース」第142号（10月号）の編集案について

10月に発行する第142号の編集案につい

て、編集担当者から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

「埼玉建設産業」ポスター・絵画コンクールについて

第36回目の作品募集要領と概要について説明するとともに、県内の小・中学校1268校に案内していることを報告した。

その他

次回委員会開催日を10月15日（水）とすることを決めて閉会した。



建産連会館の 年末年始閉館について

建産連事務局

館内整備の実施に伴い下記の期間を
全館休館とします。

◆12月27日（土）～1月4日（日）



用地交渉 悲喜こもごも

苦勞が多い公務員

なかなか雨が降らず**渇水対策**でおおわらわの頃のことです。渇水対策本部長の中川副知事(国から出向された方ですが、ものに動じない男性的な人で人気抜群だった)から質問を受けました。「市川さんは現場が長かったと聞いておりますが、知事部局に属する公務員のなかで一番苦勞が多いのはどの部門なんですかね」

「わたしは、苦情処理と用地交渉ばかりやっていたのでわかりません」

「長年苦情を担当された市川さんの意見を聞きたいんですよ」

「私の限られた経験から申し上げますと、やはり、**住民に直接お願いする立場の者**ではないでしょうか、手前味噌になりますが」

「具体的には？」

「**税金の徴収**；特に払いたくない人に折衝する人、**用地交渉**；狭い国土で、土地に執着が強い国民性があるので、折衝に時間がかかる」

「双方とも、最後には強制執行があるではないか」「そこまでの手続きには膨大な時間がかかります。また執行するには、立てこもる人達の強制排除に警察の機動隊の応援が必要です。また、建物撤去のため、建設会社に重機械を入れて貰わねばならず、困ったことに、警察も忙しいし、建設会社もこのような仕事は歓迎いたしません。ですから、地道な努力の積み重ねを選

ぶのです」

このあと、中川副知事はこの両部門の人達の待遇改善や昇進に真剣に取り組んでくれました。

群馬県からの依頼

群馬県用地課の人から、突然電話があり、講演の依頼がありました。私は留守だったのですが、あまりに切迫した話なので受けてしまったとのことでした。私の了解もなしになんてことをと、内容を聞きますと、「知事さんが、どこかで、私の文章をお読みになり、この人に**用地の講演を頼め**との、命令がくだったとのことですよ、突然で恐縮ですが是非お願いしたい」との伝言があり、この電話番号に至急連絡をして欲しい旨のメモもありました。

私も公務員だったので、知事の命令は絶対なのはよく承知しておりましたが、用地に関わる話はしたことがありません。そのことを申し上げると、これは知事からおりてきた話なので内容は問いません好きにやっていただければと、押し切られてしまいました。知事さんは、**公共事業の原点は用地の取得にある**との信念をお持ちだそうで、私もその考え方に共感いたしたからです。

当日は、国、県、市町村の用地担当員が 200 名ほど集まりました。今回、その時の話を紹介

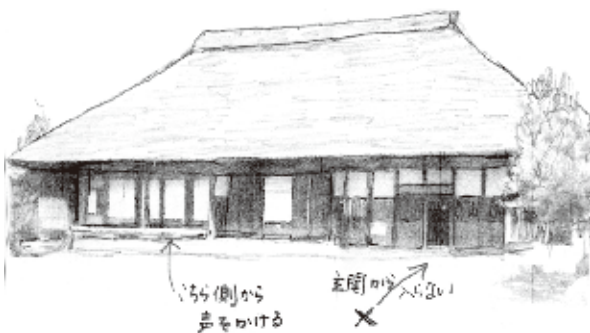
いたしたいと存じます。

用地交渉の基本

玄関から訪問しない

用地交渉では新人だった頃、説明会も無事？に終わり、個別にお願いに廻ったのですが、それがさんざんだったのです。地権者の方は皆山間部にお住まいで、人の良さそうなかんじでしたが、居留守や露骨に罵声を浴びたり、あわてて玄関の鍵を締めたりと、あまり歓迎してくれないのであります。ところが役場の人と一緒にだったりすると和やかに話を聞いてくれたりいたします。やはり、よそ者は駄目なのかとも思いましたが、待てよ、と思い自治会長さんに相談いたしました。どこの家のこともよくご存じで、「あそこの地域は、昔から気持ちの良い者が揃っていて、そんなはずがない、何故だろう」と、首をひねるばかりです。

「わしも、説明会であんたの話を聞かせてもらったが、長年の懸案がやっとかないそうだと、喜んだ者が多くいたんだがなあ」とまた、首をひねって考えております。そして、「ところで、皆の家に行ったそうだが、どこから入った、まさか、**玄関**から入りやしねえだろうな」



「えっ、普通、玄関から何うものではないのですか？」

「町場（商店街や住宅地など）とちがって、この辺では皆、山や畑で作業するので、野良着な

んだな、だから、おたがい、縁側や、庭先で話をするんだ。**玄関から訪ねるものは、物売り、勧誘などこちらにとって迷惑という意識が強い**、ネクタイしてる人に泥だらけの作業着では落ち着かねえしな」

そういえば、役場の人も玄関から訪ねる者はいなかったと、思いあたりました。このことがあってから、個別折衝の前には、自治会長さんなどに地権者一人一人の様子を聞かせてもらうことにいたしました。もちろん、玄関以外の入り口でもあります。

あいづちはうたない

用地交渉の神髄は世間話と、よく言われますが、さらにつきつめると、**当たり障りのない世間話**なのであります。山間部などでは、地域全体が血縁者で占められているような所もあります。

「滝の前（屋号）はもうはんこ押したかい、あいつは戒名が長い（院号居士で因業）ので手こずってるんじゃないか、役所の人も大変だな」うっかりあいづちはうてません。話題の人はこの人の奥さんの弟だったりいたします。これを認めると、あっという間にこの噂は広まり、この地域には出入り禁止となります。

これは群馬の会場で問題提起をいたしましたのですが、読者の皆様にも考えて頂きたいとおもいます。

嫁と姑問題

「会場の皆様をお見受けいたしますと、用地交渉を長年たずさわってこられた方が沢山におられるような気がいたします。そういう方には覚えがあらうかと思いますが、地権者のお宅に度々おじゃまするようになりますと、ご主人は留守で、姑さんがおられたり、嫁さんがおられたりいたします。困ったことに、たいてい、二人揃っていることはなく、そんな時はかならずと言っていいほど、姑さんは嫁さんの「気が利

かない」などの悪口や、嫁さんの姑さんへの恨みつらみが山ほど出ます。



嫁と姑のバトル

この問題は人類発祥のころはともかく、縄文時代からの懸案事項でございます。これこそ、うっかりあいずちなどとうものなら、「役所の人だって、『お前ほど出来の悪い嫁はどこ探したっていない』と、言った」とか、「おかあさん（姑）のこと、『独りよがりです勝手、それでいてわがままだ』と、役所の人も言っていた」と、尾ひれがついた形で旦那の耳に入り、そのまま交渉は停止となります。しかし、あいずちなしでは、和やかな話しを継続するのは困難な場合もあります。時には、「さっきから、あなたは、適当にのりくらりといないしているようだけど、あなたは嫁と私とどっちが正しいと思う」と、凄い剣幕でつめられる場合があります。どう対応いたしたらよいのでしょうか？良い考えのあるかたは手を挙げて下さい。

会場ではどなたも手を挙げません。そこで、指そうと思って見回しても、誰も目をあわせようといたしません。仕方がないので、答えが沢山あるとは思えませんがと断り、「近所の方々の評判では、『この家は代々嫁運が良いので、おとこは果報者だ』と、言われているようですよ、ですから、この家に度々伺うようになって、なるほど、姑さんも出来た人だし、嫁さんだって、明るく素直だと感心しているんですよ、お言葉を返すようですが、私とは、お宅さんや嫁さんとは世代も異なり、また、男ですので、私にはどちらが正しいなんてとても言えません」

近所の評判や自治会長さんからの伝聞として、嫁姑双方傷のつかない話で逃げるしかないでしょう。

正直言って、あまりなかの良い嫁姑は不自然で恐ろしい結末がまっているような感じがいたします。多少の不協和音は当然ですし、夫婦単位で仲が良ければ良しとすべきです。

疑問は宿題に

地権者も7回ぐらい伺いますと、気安く「まあ、あがったら」などと言うようになります。ここで、家の中に上がるのは遠慮しなければなりません。

「こんな作業着で、服も汚れてるんで勘弁して下さい。靴を脱ぐのも大変なんですよ」とか言いながら、立ち話や縁側での話しに止めるべきなんです。しかし、奥さんが「どうぞ、おあがりください」などとすすめるようであれば、初めて座敷にあがります。お茶をいれたり、中を片付けるのは、大抵奥さんなんですね、不意のお客になり迷惑をかけるのは慎まなければなりません。

また、この頃になると、気になることなど質問するようになります。特に、税金とか、移転の時期、出入り口など、その家によって、種々様々です。この時、直ぐに返事をしてはなりません。特に、税金の話などは、税務署によって判断が異なる場合があります。

また、法律の話などは、知っていても、「そういう難しい話しは詳しくないので、専門の人を連れてきましょか」とか、申し上げますと、十中八九断られます。通常、普通の人には**法律の話をする公務員が大嫌い**だからです。これらの質問を受けた場合、

「次に伺う日までで良ければ、調べて参ります」と、宿題にいたします。何でも、その場で答えられるような公務員は歓迎されません。仲間で

なく敵だからです。

仲間には協力、敵には反発

宿題は、あらゆる手だてを使ってすぐにしらべます。県では、あらゆる部門に専門家がおり、また、国の関係なども詳しい人などがいて、相当詳しい資料が集まります。

これを持って、すぐに地権者を訪ねます。宿題なので予約もしないでも、大手降って会うことができます。また、結果が地権者に不利であっても、恨まれることはありません。

「この人は、頭は良くないようだが、頼んだことは何でもすぐに調べてくれる」これが地権者にとって仲間であり、敵ではないのであります。



服装も大事

服装も大事です。一分の隙もないスーツ姿で、夏だというのにネクタイをきちっと締めている、話がついて調印の時ならいざしらず、これでは山間部の農村においては、まさしく敵の格好なんですね。

仕事の話はこちらからはしない

地権者は私達がたびたび何うことの中身は百も承知です。説明会などであらまし話してあるからです。度々伺い、いつも世間話で終わると、地権者の方から、「炭焼き窯がかかるようだが、補償の内容がよくわからないんだよ、いま、窯がつくれる者はいないと、思うのだが」と、質

問がでるようになります。

先ほどの話しとは異なり、こちらからお示した内容については宿題になってはいけません。自信を持って丁寧に説明いたします。



炭焼きがま (炭焼小屋内部)

「炭焼き窯については、今まで多く手掛けております。地域によって作り方が微妙にちがうのですが、お宅さんののは、大型で構造もしっかりしております。なにより躯体の土が硬く手間が相当かかっております。これだけの窯がつくれる人は非常に少なくなっておりますが、幸い、近くの秩父に名人がおられて、見積もりもこの人に出してもらいました、しかし、私の見積もりとほとんど変わりありませんでした。」

こうして、宿題やら、補償の説明やらで、何度もお伺いいたしますと、日本シリーズなど始まりますと、こたつにあたりながら一緒に見るようになります。この地権者が私を仲間扱いするようになったからです。

駐車の心得

この話は、浦和土木事務所で、交通安全会議で出したもので、後に危険の回避に役にたったものです。

山間部の農家を廻って、用地交渉をするには、車は必要不可欠のものです。たいていの場合、公道から専用の引き込み道路が長くあります。従って、農家の庭先のどこかに駐車しなければなりません。農家の庭は色々な役割を果たしているのです、必ず、駐車場所の了解を頂くように

いたします。問題は帰りなのであります。30分以上経ったら、必ず、車のまわりを一回りしてからエンジンをかけること、これは70年以上無事故無違反の父から教えてもらったものです。この話をしてから数年たって、当時の用地職員から電話がありました。



危機一髪

「市川さんからしてもらった話で、危機一髪で事故が防げました。交渉で話が長引きいそいでつぎのお宅へ行こうと思ったのですが、“そうだ”車のまわりをひとまわりと、思い、見て回ると、反対側のドアの下から子供の足が4本も出ているではありませんか、かくれんぼをしていたようです、助かりました、冷や汗ダクダクです」

以上、群馬県では、山間部での用地交渉の心得を述べましたが、その他、境界立ち会いの秘訣や、都市部での交渉、説明会での対応などいろいろありますが、基本は「**仲間には協力、敵には徹底抗戦**」につきますでしょう。困ったことに、公務員が嫌いな人がこれほど多いのかと驚くほ

どです。それをふまえた上で相手の都合を大事に丁寧に対応すべきです。

それから半年後、手紙が届きました、「定年退職を半年後に控えて、20年間膠着状態で、手を焼いていた場所があったのですが、市川さんの方法で再度アタックしたところ、何とか解決し、皆に喜ばれた。晴れやかな気持ちで退職出来ました」との簡単なものでした。

これほど嬉しかったことはありません。早速返事を書きました。

「無事退職おめでとうございます。私のつたない話がやくだったとのこと、これほどの喜びはありません。しかし、長年反対しておられた地権者のかたもほっとされたのではないのでしょうか、時間の経過も解決に大きな役割をはたしたのだと思います。それと、定年前に再度挑戦されたあなた様の意欲が地権者の心をとらえたのでしょうか。改めて敬意を表したいと存じます。」

用地交渉の楽しみ

用地交渉は大変との話をよく耳にいたします。しかし、給料をもらいながら色々な人の話を聞くことが出来ます。お陰で沢山の。有名人にもお会いできました。

世界の本田宗一郎翁

道路改良で、本田自動車の工場敷地がかかり、僅かな面積なので気軽にお問い合わせに参りますと、当時、「**土地の譲渡は会長**」とのことで3ヶ月待たされました。連絡があり、わざわざ本社まで参りますと、説明して欲しいとのことで、会長の所へ通されました。簡単に庶務のかたが調印済みの書類を渡してくれると思っていたので、これにはびっくりいたしました。目の前にはまさしく世界の本田宗一郎さんがおられたので緊張のあまり、わなわな震える手で名刺を差し出しました。しばらくそれをご覧になり、「住

まいは飯能かな？」これにはびっくりいたしました。名刺には川越土木事務所の住所しかありません、驚きで声も出ません、



世界の 本田 宗一郎

「やはり、洋さんの息子さんか、名前が似てるからな、洋さんの兄貴がたしか弥平さんと言ったかな、優秀な兄弟でな、フォードの 500 人もいる研究員が解決出来ない欠陥部品を改良したんだからな、あれは痛快だった」

父は市川洋三で、私は市川正三

「あう、父と伯父は小さなタクシーをやっていて、アメリカからの部品交換に半年もかかるのでは食っていけないので必死に考えたみたいですよ」

「フォードからわざわざ若い兄弟に会いに来た人達が、日本は恐るべき国と帰ったらしい」

その後、美味しい紅茶をご馳走になり、貴重な話を聞かせてもらいました。

「時速 500 キロのエンジンを開発することは、さほど難しいことではない、それより、それにふさわしい性能のブレーキを開発するのが難しいのだ、効きの悪いものでは大事故になるし、効きがよければ運転手の命がないからなあ」

感心してうなずいておりますと、急に大きな声で「これは、人生でもそうなんだ、近頃の若者は、良いブレーキも持たずにかまわず突っ走るので危なくて見てられない、逆に、あなた方公務員は、良いブレーキは持っているのに、突進しない、アクセルを吹かさず楽をしてるんだな」と、いつのまにか矛先が私の方に向いてしまいました。この後、この言葉が私の座右の銘になりました。帰って、父にこの話をいたしますと、

「本田さんほどオートバイ好きの人はいない、多分、世界一だろう、しかし、偉大な人ほど遠くから仰ぎ見るもので、けっして、なれなれしく近寄ってはならない」と、言われました。

連載終了にあたって、

今回をもって、この連載を終了させていただくことになりました。故槇崇夫さんに強引に頼まれてから 9 年経ちました。途中何回もくじけそうになったのですが、読者の皆様、特に国土交通省のかたをはじめ、県や市町村のかたがたの励ましを受け何とか持ちこたえました、ここまでがんばれば、敬愛する槇さんも許してくれると思います。最後に読者の皆様には、長年ご愛読下さって心より感謝申し上げたいと存じます。



告知板

平成 26 年 10 月 1 日からの 入札契約制度の改正をお知らせします。

埼玉県 総務部 入札課

I 建設業の「社会保険等の加入促進」

1 建設工事の一般競争入札の参加条件に「社会保険等加入」を追加

○対象工事は設計額 6,000 万円以上の工事で、今後対象工事を段階的に拡大します。

【今後の予定】 平成 27 年 4 月 1 日から設計額 3,000 万円以上の工事

平成 28 年 4 月 1 日から設計額 1,000 万円以上の工事

※社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことを言います。

○平成 29 年度以降の入札参加資格者名簿への登載は「社会保険等加入」を条件とし、県発注工事の全ての受注者を社会保険等加入業者とします。

2 低入札価格調査において「社会保険等の未加入業者」を排除

調査基準価格を下回る入札を行った者又はその者と一次下請契約を結ぶ者が「社会保険等の未加入業者」だった場合、その者（調査基準価格を下回る入札を行った者）とは契約を結ばないこととします。

II 「入札金額見積内訳書(以下「内訳書」と表記)の取扱い」の変更

1 従前の取扱い

○内訳書を入札書の一部として取り扱っていたため、記載内容に軽微な誤りや記載漏れがあった場合に当該内訳書とともになされた入札を無効としていました。

2 今後の取扱い

○内訳書は入札の参考資料とし、公正な入札に支障を来さない軽微な誤りや記載漏れについては入札を無効としないこととします。

※不正行為が疑われる内訳書の提出があった場合など、不正行為の検証資料としての内訳書の取扱いは従前のとおりです。

III 一般競争入札の入札参加条件の緩和

1 従前の参加条件

○入札に付された工事と同業種で入札参加資格者名簿に登載された者

○入札に付された工事と同種工事を「受注希望工事」として申請した者

< 例 > 入札参加資格者名簿への登載に伴う資格審査時の申請内容

【名簿登載業種】とび・土工工事業 【受注希望工事】場所打ち杭工事

2 今後の参加条件

○入札に付された工事と同業種で入札参加資格者名簿に登載された者

【名簿登載業種】とび・土工工事業

○適切な施工確保のための「同種工事の履行実績」は従前のとおり求めます。

IV 質問回答の機能を利用した発注者からのお知らせ

【概要】入札における設計図書等に軽微な誤りや記載漏れがあった場合でも、入札手続きを中止せず公正・公平な入札を執行できるように発注者から入札参加者に対し「お知らせ」を行う場合がある旨を入札公告文に記載します。

【公告文】入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

V その他

○制度改正の詳細については、平成 26 年 9 月中旬までに埼玉県総務部入札課のホームページに掲載します。

ものづくり大学で学ぶ 「ものづくり講座」の受講者募集について

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課

県では、県内の建設業や製造業に勤務する方々を対象とした「ものづくり講座」を開催しています。この講座は、ものづくり大学（行田市）の正規授業に参加し、現役の大学生と一緒に学ぶもので、建設学科及び製造学科の全32科目から、自分のニーズや勤務の都合に合わせて受講できます。

今回は、11月から開講する講座について募集します。

- 1 募集講座 …・施工管理（鉄筋コンクリート構造基礎実習、RC施工、RC診断、架設計画等）
・木質木造（木質構造設計演習Ⅱ）
・耐震・免震（振動実験、免震構造等）
・建設設備（給水設備と給湯設備等）など建設学科全13科目
- 2 対象者 … 県内企業の技術者
- 3 研修形態 … 企業からの派遣研修として実施
- 4 期 間 … 11月24日（月）～翌年2月9日（月）
※週1回、全8日間開催します。
- 5 募集締切 … 11月7日（金）まで
- 6 定 員 … 30名程度（先着順）
- 7 受講料 … 無料（教科書等各自負担していただく場合があります。）

※講座メニューや時間割など詳細については、下記までお問合せください。

ものづくり講座 埼玉

検索

埼玉県産業労働部産業人材育成課 ☎048-830-4601（直通）

県内経済の動き

総務省「2013 年度住宅・土地統計調査」速報結果が発表されている。昨年 10 月時点で全国の空き家が 820 万戸、住宅総数の 13.5% となり過去最高を更新した。

それによると埼玉県内の空き家の総数が 2013 年 10 月時点で、35 万 5,000 戸で全国 8 番目の多さになっていることが分かった。一方、総住宅数に占める空き家の割合は 10.9% と全国で 44 位の水準にとどまった。

実際のところ、空き家はいくつかの種類に分類される。別荘などの「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「分譲用の住宅」、「その他の住宅」となる。「その他の住宅」は、入院や転勤などで家族が長期にわたって不在、または取り壊す予定の住宅となっている。財産を相続したが、使用しないまま放置しているものも該当する。

埼玉県を始めとする首都圏（南関東）では、急速な高齢化の進展によって「その他の住宅」数が急増していくものと思われる。核家族化や単身化によって世帯数は増えているが、住宅総数が大幅に世帯数を上回っている状態が続いており空き家増加の背景となっている。欧米では世帯数の将来推計に基づいて新設住宅戸数を管理しているが、日本では景気対策として新設住宅着工を奨励してきた。それが住宅の「作り過ぎ」を招いているとも言える。

また将来の人口減少に伴う世帯数の減少は自明の理である。ある不動産コンサルタントは、「仮に新設住宅着工を年間 60 万戸に絞っても（2013 年は約 99 万戸）、2040 年の空き家率は 36%、3 戸に 1 戸は空き家となる」と予測されている。

防災や防犯上に問題から各地方自治体は条例を制定したり、危険な空き家を撤去するなどしている。また政府は空き家が放置された一つ原因となっているとしている固定資産税の軽減税率の見直しを進めている。

空き家の所有者は、建物を撤去すると費用がかかるうえ、更地にすると固定資産税の負担が増大するからで、1973 年から住宅が建っていれば土地の固定資産税が6分の1となる制度が、今日空き家放置の要因とも言える。またシェアハウスの寄宿舍規制など、法制度が時代に合わなくなり、空き家の利活用を阻害しているなどの改善が求められる。

現状を見ると全国的に地方都市においては、県庁所在地クラスでもかつての高度成長期に市街地を広げた結果、空き家が虫食い状態で増えている。将来的に人口・世帯の減少が明らかな状況において、若い世代は立地条件の悪い場所には住まない。よって空き家はさらに広がることとなる。様々な補助金によって若者を呼び込むのも限界があり、如何に若者や子育て世代に向けた地域・都市の魅力発信が鍵となってくる。

また昨今、言われているコンパクトシティ化の流れなかで、都市機能の集約化が多く自治体で進めようとしている。この動きの中で行政が決めたコンパクト化の対象地域以外のインフラ更新はしないことで、市街地の縮小を進めている。当然、コンパクト化の対象地域以外での空き家も結果的に放置される動きが加速されることになる。

空き家活用に求められることについて専門家の意見をいくつかまとめてみると以下のようなことがわかってくる。

◇空き家は立地条件によって対応が大きく変わってくる。立地が良いところでは、中古の管理・仲介ビジネスが伸びていく。

◇大都市圏では、登記簿を見て積極的に空き家を見つけ、流動化させる動きも出てくる。

◇立地の良くないところでは、事業者の動きは鈍いため、低所得者や高齢者向け支援に向けた対応を工夫させる必要がある。

◇分譲マンションでは、区分所有者から権利を買い取り、リフォームして賃貸物件化するなどのスキームが求められる。

「日本の住宅寿命が欧米と比べ極端に短い」ことも良く指摘される点だ。住宅寿命を延ばす工夫も中古住宅や空き家の流通市場を活性化させる一つの工夫である。日本の住宅平均使用期間は 27 年、英国は 81 年、アメリカは 67 年とされている。また住宅流通市場に占める中古の割合が英国やアメリカでは 8～9 割であるのに、日本では 1 割超しかない。住宅の新築後 20～25 年で価値がゼロになる商習慣があり、住宅寿命の延長には税制の見直しを伴った政策努力が欠かすことは出来ない。

空き家については、解体せざるを得ない空き家ばかりでなく、改修すればまだまだ利活用できる空き家も多く、自治体にとっては、その活用策も大きな課題となっている。多くの自治体が空き家バンクを開設、インターネット上に物件情報を公開するなどして売却や賃貸を仲介している。また公営住宅の空き家に住む場合、家賃補助をする例も出てきている。

一歩進んだ事例としては、京都府が成立を目指している空き家と耕作放棄地をセットにした活用条例の立案を着手している。耕作放棄地は新規就農や都会から週末農業向けに貸し出す一

方、空き家は宿泊施設にも活用するというものである。

次に東京都世田谷区での取組みを紹介したい。世田谷区では 2013 年から「世田谷らしい空き家等の地域資源貢献活用モデル事業」を開始し、空き部屋などを地域で活用するプランに補助金をだしている。その一つに空き座敷を改築した事業だ。コミュニティづくりを目指して、さまざまな団体の地域活動やトークイベント、音楽会などに利用されている。

三つめの取組みとしては、NPO 法人が空き家の維持管理業務を開始するというものだ。県内本庄市内の NPO 法人では、10 月から空き家の玄関や窓の施錠確認、郵便物の確認等に加えて室内の通気・換気や通水、雨漏りの確認といったサービスまでも行う予定だ。当初は 50 人ほどの NPO 法人のメンバーで事業を行うが、需要が高まればシルバー人材センターとも連携して進めていくことも考えている。また将来的には空き家をギャラリー等への活用も視野にしている。

空き家の利活用は、地域の新たなコミュニティ再生に向けた取組みにおいても重要なツールとなる。活用の仕方によっては、貴重な地域資源であると言える。

(ぶぎん地域経済研究所)

建産連 だより

○若年建設従事者入職促進協議会

ものづくり大学施設見学・意見交換会と 埼玉県小児医療センター現場見学実施

建設産業の担い手不足が懸念される中、若年建設従事者入職促進協議会は、ものづくり大学の施設見学および意見交換会と埼玉県立小児医療センターの現場見学会を8月1日に実施した。

当日は、官側から加藤・埼玉労働局職業対策課長、堀口・県産業労働部就業支援課長、仲田・同 人材育成課副課長、鈴木・県建設管理課主幹が、学校を代表して楡居・熊谷工業高校校長が、業界からは島田・労働担当副会長、中村・労働委員長、忽滑谷・労働副委員長、大野・労働委員、永野・労働専門委員、島村・電業協会会長が参加した。

ものづくり大学へ到着した一行は、まず大学の実習施設を見学した後、「若年建設従事者の入職促進」をテーマに意見交換に入った。



大学側からは、赤松・技能工芸学部長、八代・建設学科長、澤本・建設学科准教授、川辺・学生課長が出席、大学生の就職動向について説明があり、2004年度から2012年度平均で94.7%の就職率であることが報告された。2

007年のリーマンショックを契機に就職率は下降したが2012年からは上昇に転じ、多くの卒業生が当協会会員企業にも就職していることが明らかとなった。

協議会からは、実施事業のうち特に入職促進に関して、①7校の建築・土木系工業高校を対象に出前講座実施②小型車両系建設機械の資格取得支援③工業高校教員を対象とした現場実務施工体験一などを実施しているほか、職場定着のため新入社員のフォローアップ研修も行う予定であることが報告された。

意見交換の結果、島田副会長からは「施設を見学させていただき、学校で実践教育できるなど、昔に比べ若い人たちへの指導方法が変わってきていることを再認識した」。堀口就業支援課長からは「想像以上に実践に取り組む姿を見て感動した。この取り組みについてより多くの人達に知ってもらう仕掛けを作っていきたい」など、ものづくり大学に期待する声が寄せられた。

これに対し、ものづくり大学からは「送り出す者の願いとして、技能検定に合格した有資格者の社会的認知度を高めていただきたい。例えば給料などに反映されることになれば、学生達が自信をもって仕事に取り組むことができるだろう。働きがい、働きやすさの効果としては、①従業員の意欲が高まる②従業員が定着する③会社の業績につながる、ことが調査の結果明らかになっている」という意見が出され、魅力ある職場づくりとともに、待遇など雇用環境の改善が今後の課題として浮き彫りとなった。



着々と進む基礎工事

埼玉県立小児医療センター建設現場視察

ものづくり大学訪問を前に、さいたま新都心で進められている「埼玉県立小児医療センター」の工事現場（清水建設施工）を視察した。

新病院の総事業費は約350億円、規模は鉄骨・鉄筋コンクリート造延べ65,600㎡で、高度専門医療提供のため、総合周産期母子医療センター機能が整備されるほか、小児救命救急



機能を向上しているのが特徴。また、複合施設として特別支援学校が入るほか、発達障害支援総合推進センターや災害時被災者支援機能などの付加機能も設けられる。

現場の特徴として、敷地が約1万㎡と狭く、隣接して建設中の「さいたま赤十字病院」と、免震構造で合体させることなどから難工事に指定されているという。



○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

平成26年度から、新たに朝霞市・新座市・越谷市・草加市・吉川市・春日部市が中間前金払制度を採用し、県内各市の制度採用が進む。

朝霞市・新座市・越谷市・草加市・吉川市・春日部市は、平成26年度から建設企業の資金繰りを支援するため、着工時の前払金に加え工期半ばで請負金額の2割を支払う中間前金払制度を採用いたしました。

対象となるのは、朝霞市は請負金額130万円以上で工期が60日超、新座市は請負金額500万円以上で工期が2ヶ月超、越谷市は500万円以上で工期が90日超、草加市は300万円以上で工期が3ヶ月超、吉川市は300万円以上で工期が60日超、春日部市は500万円以上で工期が60日超の工事です。

～中間前払金のお勧めポイント～

◎保証料が格安！

保証料は一律0.065%

◎保証申込み手続きが簡単！

中間前払金専用の「前払金使途内訳明細書」により記入が簡単で、「支払先が確認できる書類」も不要です。

◎払出手続きが簡単！

払出の際の証明資料が不要です。中間前払金専用の「預託金払出依頼書」だけで払出ができます。

★中間前金払制度は、国・埼玉県のほか、さいたま市・川越市・飯能市・上尾市・志木市・熊谷市・戸田市・東松山市においても採用されています。みなさまのご利用をお待ちしております。詳細は、埼玉支店（TEL.048-861-8885）までお問い合わせください。

○埼玉県電気工事工業組合

電気使用安全月間キャンペーンで キャラバン隊

本庄支部、東松山支部が各自治体に 訪問

埼玉県電気工事工業組合（沼尻芳治理事長）の本庄支部（牛久保低一支部長）及び東松山支部（齊藤裕彦支部長）は、経済産業省が主唱して毎年8月1日から31日までの間、実施している「電気使用安全月間」において、電気使用の安全を啓蒙・啓発するためのキャラバン隊によるキャンペーン活動を実施した。

キャラバン隊活動を東松山支部は8月5日に東松山市、滑川町、吉見町の3自治体を対象に、本庄支部は8月7日に深谷市、本庄市、上里町、神川町、美里町の5自治体を対象にそれぞれ実施し、首長らに活動の趣旨説明をするとともに、趣意書とポスターなどを手渡して理解と協力を切にお願いした。



深谷市役所訪問時の
本庄支部キャラバン隊

このキャンペーン活動は、上記の通り、経済産業省主唱の下で、上部団体の全日本電気工事業工業組合連合会が提唱し、傘下の各都道府県工組が電気使用の安全の啓蒙活動を行うもので、感電事故の発生率が高いとされる夏場に、一般家庭を主軸に電気使用の安全に関する啓発指導を行うのが主な目的で、実施項目は①電気使用安全に関する啓発指導②省エネや節電など電気

使用の合理化に関する啓発指導③電気災害の防止や一般用電気工作物の保安確保などである。



滑川町役場前の
東松山支部キャラバン隊

○埼玉県空調衛生設備協会

協会の資格取得支援事業について

今、どの業界においても技術者不足が深刻化しています。入札情報を知り応札したくても技術者不足がそれを邪魔している現実があります。

高齢となった技術者をつなぎ止め、やりくりしているところも珍しくありません。具体的には、高齢となった技術者に若手と組んでもらい若手に技術を継承し育てる取り組みを進めています。

ただ技術力だけが備わっても、国からお墨付きをもらわない限り世間からその技術を認めてもらえません。資格取得は、業界生き残りの絶対条件なのです。

資格を取得することで、自分への付加価値を



高め、自信をもち長くこの業界に止まってもらう。業界に貢献して貰いたい。そんな願いをこめ当協会は毎年 1 級管工事施行管理技術検定模擬試験を実施しています。とりわけ、今年度は、一人当たり 5000 円の経費を無料として実施しました。結果は、上々の例年の 2 倍の参加が得られ写真のとりの熱心な模擬テスト風景がみられました。環境を整えれば、その気になっていただけることを知らせた例といえます。

当協会は、今後も模擬試験のみならず受験対策の講座開設等についても検討することとし、やる気のある者を応援して参ります。

○一般財団法人 埼玉県建築安全協会 定期報告実務要領講習会開催の お知らせ

■誰もが安心して利用できる安全な建築物を提供するためには、建築物と建築設備を適確に維持管理していくことが非常に重要です。中でも、不特定多数の方が利用するなど特に社会性の高い建築物等には、安全が保たれているかどうかを確認するための定期的な調（検）査及び報告が義務付けられています。

この定期報告の内容を御理解いただくため、「定期報告実務要領講習会」を次のとおり開催します。多数の方の御参加をお待ちしています。詳しいことについては、

事務局（TEL048-865-0391）にお問合せいただくか、本会ホームページで御確認をお願いします。

◎建築物定期報告実務要領講習会

- ・平成 26 年 12 月 3 日（水）10 時～17 時
- ・平成 26 年 12 月 4 日（木）10 時～17 時

◎建築設備定期報告実務要領講習会

- ・平成 26 年 11 月 25 日（火）10 時～17 時
 - ・平成 26 年 11 月 26 日（水）10 時～17 時
- （それぞれの 2 日間は、同じ内容の講習です。

御都合のいい日を選択できます。また、会場は

いずれも建産連研修センター 3 階大ホールです。）

■昇降機部職員として、9 月 1 日付で工藤 蛍（くどう・けい）氏を新規採用しました。まだ不慣れではございますが、宜しくお願いします。

○一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会 平成 26 年度『省エネ法改訂と省エネルギー』技術研修会のお知らせ

当協会は来る 11 月 26 日に技術研修会を開催いたします。

テーマは「省エネ法改訂と省エネルギー」です。

日時：平成 26 年 11 月 26 日（水曜日）

場所：大宮ソニックシティ 4 階市民ホール 401,402

時間：13:30 ～ 17:00

研修内容 1：省エネルギー基準の改訂概要について

2：LED 照明器具の特性、公共施設用 LED 照明器具について

3：地中熱ヒートポンプについて

費用：無料

定員：200 名

協賛：一般社団法人 埼玉県電業協会

一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会

大勢の皆様のお越しをお待ちしております。

参加申し込みについては、事務局までお問い合わせください。

TEL 048-864-1429(10:00 ～ 16:00)



前回の研修会の様子

連合会日誌

- 平成26年 7月18日(水) **広報委員会**(於:研修センター103会議室)
・ 建産連ニュース第141号の発行について等を協議
- 7月23日(水) 建設業法等の一部を改正する法律等に関する説明会に新井常務出席
(於:新都心合同庁舎1号館講堂)
- 7月28日(木) **正副会長会議**(於:会長室)
・ 国及び県に対する要望事項等について等を協議
- 同 日 **総務委員会**(於:研修センター103会議室)
・ 国及び県に対する要望事項等について等を協議
- 同 日 建設業経営講習会(於:研修センター大ホール)
演題:建設業における社会保険未加入問題と社会保険労働保険の基礎知識
((一社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催)
- 8月18日(月) (社)全国建産連地方建設生産システム合理化推進委員会に古郡会長、新井常務出席 (於:虎ノ門MTビル)
・ 平成26年度事業計画、その他について協議
- 8月20日(水) 避難訓練及び消火器操作研修を、建産連会館の各団体事務局職員が参加
- 8月27日(水) **研修指導委員会**(於:研修センター103会議室)
・ 事業実施状況について等を協議
- 9月2日・3日 **Windowsスキルチェックセミナー**(於:研修センター201会議室)
((社)埼玉建築士会、(社)埼玉県造園業協会との共催) 43名参加
- 9月16日(火) 公明党県議員団との意見交換会に古郡会長、新井常務出席
(於:県議会議事堂)
- 同 日 民主党埼玉県総支部連合会との意見交換会に古郡会長、新井常務出席
(於:県議会議事堂)
- 9月29日(月) 全国建産連専門工事部会ブロックに古郡会長、大原副会長、新井常務出席
(於:虎ノ門MTビル)
- 10月 2日(木) 全国府県建産連会長会議に古郡会長、新井常務出席
(於:佐賀市「ホテルニューオータニ佐賀」)
・ 「各府県提案議題」を審議
・ 会長表彰式に於いて当連合会の沼尻芳治氏、八木澤久志氏、桑子喬氏の
3名が受賞

建産連ニュース第142号 平成26年10月20日発行

発行:一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会 企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 TEL:048-866-4301 FAX:048-866-9111

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会 長 古郡 一成

電 話 048-866-4301
 F A X 048-866-9111

（平成26年 6月 3日現在）

構 成 団 体 名	代 表 者	所 在 地	〒	電話番号	F A X
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会 長 真下 恵司	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会 長 島村 光正	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会 長 北田 功	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 関 司	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	さいたま市北区植竹町1-820-6埼玉電気会館2階	331-0813	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会 長 大原 萬彌	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 中村 憲一	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会 長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築士会	会 長 高橋 庫治	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会 長 宮原 克平	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会 長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会 長 坂本 克巳	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 澤田 正彦	さいたま市大宮区三橋2-402株式会社トーニチ内	330-0856	048(644)7417	048(644)7418
埼玉県環境安全施設協会	会 長 小川 裕児	さいたま市北区吉野町1-394	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	〃	〃	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	〃	〃	048(866)4331	048(866)4322
埼玉県地質調査業協会	会 長 安部 有司	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 関根 睦己	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会 長 金子 和巳	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

さいたま市建設業協会	会 長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター 研修・会議にご利用ください



【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【ホームページ】<http://www.sfcc.or.jp/>

【メール】k-center@sfcc.or.jp

【会館時間】午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分	午前	午後	全日
		最大収容人員	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
3階	多目的大ホール	椅子席のみ 390人	¥41,500	¥46,500	¥62,500
		机席 3人掛 270人			
		(2人掛 180人)			
2階	201会議室	机席 3人掛 90人	¥15,500	¥17,500	¥23,000
	202会議室	机席 3人掛 45人	¥8,000	¥9,000	¥12,500
	203会議室	机席 3人掛 45人	¥8,000	¥9,000	¥12,500
	204会議室	コの字 3人掛 15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	205会議室	一枚机 12人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	和室 1	20人	¥6,500	¥7,500	¥10,000
	和室 2	16人	¥2,000	¥2,000	¥2,000
1階	101会議室	机席 3人掛 100人	¥17,500	¥19,500	¥25,500
	102会議室	コの字 3人掛 15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	103会議室	コの字固定 24人	¥11,000	¥12,500	¥16,000

『建産連ニュース』 データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301
E-mail somu@sfcc.or.jp
URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月